らせ 385) (お 知 5 お知らせ 난 (総務課)

第終了します。

ださい。受付は定員になり次

AXで左記までお申し込みく 記のうえ、官製はがき又はF 名、電話番号、参加人数を明 会場名、郵便番号、住所、 お申し込み (入場無料)

人権啓発講演会のお知

™029(301)3138

5029(301)3136 水戸市笠原町978-6 茨城県人権啓発推進センター

お問い合わせ

人権同和対策室(内線214)

国民年金保険料の免除

様の参加を心よりお待ちしてお 権啓発講演会を開催します。 く機会とするため、地域別の人 様に人権について考えていただ 茨城県では、多くの県民の皆 皆 制度について(町民税務課)

【小美玉会場】 日 時

ります。

午後1時30分から 9月1日出 小美玉市四季文化会館 所

定

員

のとおりです。(平成19年度)

600名

「4分の1免除」、「4分の3免除」 制度になります。(表1参照) と3段階の一部納付(一部免除) が新たに加わり、全額免除制度 でしたが、平成18年7月から 除」及び「半額免除」の2種類 納付する月々の保険料額は次 保険料の免除制度は、全額免

·部納付(一部免除)の世帯構成別の所得基準の「 めやす 」

氏

桜川市大和ふれあいセンター

700名

員

午後1時30分から

9月22日出

表 1

条件となります。 世帯主の前年所得が、それぞれ 4分の3免除 く場合には、ご本人、配偶者、 2分の1免除 4分の1免除 定の基準額以下であることが これらの制度をご利用いただ 10, 7, 3 5 3 0 円 050円 5 8 0 円

が無効となり、 納となった場合には、一部免除 があります。 保険料を納付していただく必要 は含まれませんので、 族の基礎年金の受給資格期間に に、納付すべき一部保険料が未 なお、一部免除を受けた場合 老齢・障害・ 必ず一部 遺

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	1/2 納付	3/4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2 人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

わります。 降に納付する場合は、 ・「法定免除 ・「 学生納付特例制度 得審査あり (所得審査あり)

除く) 望された方の申請は不要とな 平成18年度に申請免除を承認 任意加入被保険者は対象とな ります。(退職による免除を された方で継続して免除を希

7月から翌年6月 対象期間 合わせください。 又は社会保険事務所にお問い 詳しくは、国民年金担当窓口 りません。 として、 このほか猶予又は免除の制度

【桜川会場】

•「 若年者猶予制度. 30歳未満の方の保険料が猶予

学生の方の保険料が猶予(所

扶助を受給している方の保険 障害年金や生活保護法の生活

年数に応じて一定の加算額が加 る年度から起算して3年度目以 の場合、承認された期間が属す 少なくならないよう、10年以内 に納付することができます。こ ついて、将来受け取る年金額が される場合などがあります。 免除又は猶予された保険料に 経過した です。 る標準負担額が減額される制度 限度額の適用及び食事療養に係 診療を受ける時に、一部負担金 管理もしくは在宅末期医療総合

課で申請してください。

保険証

持参するもの

現在使用中の減額認定証

町民G (内線233) お問い合わせ 年金額

4分の3免除期間分 全額免除期間分 1/2 1/3

2分の1免除期間分

4分の1免除期間分

5 / 6 2/3

町民G (内線230 お問い合わせ

働大臣が定める在宅時医学総合 用標準負担額減額認定証 用 について 入院にかかる療養又は厚生労 国民健康保険限度額 老人医療の限度額適 (町民税務課

する方につきましては8月1日 交付いたします。(世帯で審査し、 |州からの新しい「 減額認定証」を る場合は対象になりません。) 住民税が課税されている方がい 所得審査を行ったうえ、該当 次のものを持参して町民税務

印鑑 (お持ちの方)

広報ごか 2007.8